

(一社)埼玉県マンション管理士会入会のご案内

令和4年1月13日

難関を突破されて新しくマンション管理士になられた皆様、また、以前に試験と登録はお済みで、そろそろ管理士としての活動をするかとお考えの皆様、(一社)埼玉県マンション管理士会への入会をお勧めします。

1昨年マンション管理適正化法が改正され、新年度から施行となります。この改正法の中で地方公共団体の責務としてマンション管理の適正化を図ることがうたわれ、マンション管理士会がその協力者として活躍することが期待されています。

今、首都圏のマンションにおいては、華やかなタワーマンションの話題と共に居住者と建物の二つの老いに直面しています。築40年50年の経年化マンションが抱える課題に、適切なマンション管理の実現、住環境の維持は、それに携わるあらゆるものにとって、社会的な責務であると言えます。それに資するための我々マンション管理士の業務は重大な責任ある社会的な使命を持つものと言えましょう。

20年目を迎える当会は、「一都道府県一管理士会」の旗を掲げる(一社)日本マンション管理士会連合会の中心メンバーとして活動し、また、(財)埼玉県マンション居住支援ネットワークの理事団体としても埼玉県を中心に県内外で業務にあたり、さらに、県内各市町との連携のもと、相談会やセミナーを開催する中で、多くのマンション管理組合への支援業務の実績を持っています。

会員のための研修会を開くなどし、日々研鑽にも励んでいます。

入会希望者の皆様に下記日程で入会にあたっての説明会を開催します。ぜひご参加いただき、当会の活動を知っていただき、入会の参考としていただけたらと願っています。

(参加希望者は事前に事務所までご連絡をお願いいたします。)

<ul style="list-style-type: none">・行政と連携、協力し活動しています。・総務省行政局の活動に参画しています。・埼玉県の施策にも参加しています。・埼玉県マンション居住支援ネットワークで正会員として活動しています。	<ul style="list-style-type: none">・当会は県内で以下のブロック制を採用して活動しています。会員は各地区ブロックに所属し、地域の特性を活かします。・東B、西B、南B、中央B。
<ul style="list-style-type: none">・一般社団法人日本マンション管理士会連合会のメンバーです。・会員の業務支援、起業支援をしています。	<p>以下の委員会活動や勉強会を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none">・法務委員会・業務支援委員会・広報委員会・各種勉強会(判例・相談事例、政策研究)・研修委員会・政策推進委員会

裏面により入会にあたっての説明会を開催します。ぜひご参

加ください。(事務所へ一報予約の後) TEL 048-711-9925.

入会説明会開催案内

県内お住い、またはマンション管理士事務所に勤務されておられるマンション管理士の皆様、法定講習受講ご苦労様です。ぜひ、当会へ入会くださり、共に活動してください。

記

日 時	約1時間（ご説明と質疑応答）		
1回	1月	23日(日)	午後1時30分～
2回	"	29日(土)	午後3時30分～
3回	2月	6日(日)	午後1時30分～
4回	"	11日(金)	午後1時30分～
5回	"	23日(水)	午後1時30分～
6回	3月	6日(日)	午後1時30分～
7回	"	17日(木)	午後3時30分～
8回	4月	3日(日)	午後1時30分～

※以上にかかわらず、随時、当会事務所で入会事務は行っております。

説明会会場 : 当会事務所
所在地 : 〒330-0063
さいたま市浦和区高砂一丁目13番5号
事務局連絡先 : TEL 048-711-9925 FAX 048-711-9952
E-mail smk-jimu@saitama-mankan.com
事務局受付 : 月曜日～金曜日 午前10:00～午後4:00

以上